

閣議及び閣僚懇談会議事録

開催日時：令和4年10月7日（金） 9：02～9：12

開催場所：総理大臣官邸閣議室

出席者：岸田文雄 内閣総理大臣
寺田 稔 国務大臣（総務大臣）
葉梨康弘 国務大臣（法務大臣）
林 芳正 国務大臣（外務大臣）
鈴木俊一 国務大臣（財務大臣、内閣府特命担当大臣）
永岡桂子 国務大臣（文部科学大臣）
加藤勝信 国務大臣（厚生労働大臣）
野村哲郎 国務大臣（農林水産大臣）
西村康稔 国務大臣（経済産業大臣、内閣府特命担当大臣）
斉藤鉄夫 国務大臣（国土交通大臣）
西村明宏 国務大臣（環境大臣、内閣府特命担当大臣）
浜田靖一 国務大臣（防衛大臣）
松野博一 国務大臣（内閣官房長官）
河野太郎 国務大臣（デジタル大臣、内閣府特命担当大臣）
秋葉賢也 国務大臣（復興大臣）
谷 公一 国務大臣（国家公安委員会委員長、内閣府特命担当大臣）
小倉將信 国務大臣（内閣府特命担当大臣）
山際大志郎 国務大臣（内閣府特命担当大臣）
高市早苗 国務大臣（内閣府特命担当大臣）
岡田直樹 国務大臣（内閣府特命担当大臣）
陪席者：木原誠二 内閣官房副長官
磯崎仁彦 内閣官房副長官
栗生俊一 内閣官房副長官
近藤正春 内閣法制局長官

閣議案件：別添案件表のとおり。

- 一般案件 5件
- 法律案 8件
- 政令 1件
- 人事 4件
- 配布 1件

いずれも、案件表のとおり、決定、了解等となった。

議事内容：

○松野国務大臣：ただ今から、閣議を開催いたします。

まず、閣議案件について、木原副長官から御説明申し上げます。

○木原内閣官房副長官：一般案件について、申し上げます。まず、「公務員の給与改定に関する取扱い」について、御決定をお願いいたします。本件につきましては、後程、内閣官房長官及び河野大臣から御発言があります。

次に、「構造改革特別区域基本方針の一部変更」について、御決定をお願いいたします。本件は、構造改革特別区域法の一部改正に伴い、大学へ編入学できることとする対象に、職業能力開発短期大学校を修了した者を追加等するものであります。

次に、「地方公共団体情報システム標準化基本方針」について、御決定をお願いいたします。本件につきましては、後程、デジタル大臣から御発言があります。

次に、「ロシア連邦関係者に対する資産凍結等の措置等」について、御了解をお願いいたします。本件につきましては、後程、外務大臣から御発言があります。

次に、信・解任状に認証を仰ぐことについて、御決定をお願いいたします。本件は、「キルギス国」及び「デンマーク国」駐箚特命全権大使の異動に伴い、交付すべき信任状及び解任状であります。

次に、法律案8件について、御決定をお願いいたします。まず、「一般職給与法等の一部改正法案」は、本年8月の人事院勧告のとおり、一般職国家公務員の俸給月額及び勤勉手当額の引上げを行うものであります。また、「特別職給与法」、「裁判官報酬法」、「検察官俸給法」及び「防衛省職員給与法」の一部改正法案は、それぞれ、特別職国家公務員、裁判官、検察官、防衛省職員について、一般職国家公務員に準じた給与の改定を行うものであります。

次に、「感染症法等の一部改正法案」は、新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえ、感染症発生・まん延時における保健・医療提供体制の整備や機動的なワクチン接種に関する体制の整備等を行うものであります。

次に、「旅館業法等の一部改正法案」は、感染症のまん延防止の観点から、旅館業の営業者は、特定の感染症の症状が見られる宿泊者が、感染防止対策への協力の求めに正当な理由なく応じない場合に宿泊を拒むことができる等の措置を講ずるものであります。

次に、「競馬法の一部改正法案」は、競馬の健全な発展等を図るため、競馬活性化計画制度の見直しや地方競馬全国協会の資金確保措置の恒久化等を講ずるものであります。

次に、政令について、御決定をお願いいたします。「戦没者等の妻に対する特別給付金支給法施行令等の一部改正令」は、民法等の一部改正法の施行に伴い、所要の規定整備を行うものであります。

次に、人事案件について、申し上げます。まず、林外務大臣が、日・シンガポール外相会談等のため、山際内閣府特命担当大臣が、環太平洋パートナーシップ委員会出席等のため、それぞれ本日から10日まで、海外出張されますので、御了解をお願いいたします。

次に、財務官神田真人外6名に、国際通貨基金第77次年次総務会臨時総務代理たる日本政府代表代理を命ずること等について、御決定をお願いいたします。

次に、裁判官人事といたしまして、判事兼簡易裁判所判事に任命するもの外2件について、御決定をお願いいたします。

次に、植田穂積外175名の叙位又は叙勲について、御決定をお願いいたします。

次に、配布資料といたしまして、「家計調査報告」があります。本件につきましては、後程、総務大臣から御発言があります。

- 松野国務大臣：次に、大臣発言がございます。まず、私から、去る8月8日に行われた人事院勧告を踏まえた公務員の給与改定に関する取扱いについて申し上げます。本日、持ち回りにて給与関係閣僚会議を開催して協議した結果、取扱いについて関係閣僚の意見の一致をみたところであります。その内容については国家公務員制度担当大臣から御発言いただきます。

次に、河野大臣から2件御発言がございます。

- 河野国務大臣：まず、ただいま官房長官から御報告のあった公務員の給与改定に関する取扱いについて、その内容を御説明申し上げます。一般職の国家公務員の給与については、人事院勧告どおり改定を行います。特別職の国家公務員の給与については、一般職の給与改定の趣旨に沿って改定を行います。以上のとおりであり、この内容に沿ったものがお手元の閣議決定案でございます。

次に、「地方公共団体情報システム標準化基本方針」は、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律の規定に基づき、地方公共団体の基幹業務システムの標準化の意義及び目標に関する事項、標準化の推進のために政府が実施すべき施策に関する基本的な方針等について定めるものです。今般の策定に当たっては、地方公共団体の基幹業務システムの標準化の意義及び目標として、①2025年度までに、ガバメントクラウドを活用した標準準拠システムへの移行を目指すこと、②標準化対象事務に関する情報システムの運用経費等について、2018年度比で少なくとも3割の削減を目指すこと等を定めるほか、標準化対象事務の範囲、データ要件・連携要件などの共通標準化基準に関する基本的な事項、地方公共団体への財政支援に関する基本的な考え方等について定めることとしています。今後、本基本方針を踏まえ、政府として地方公共団体の基幹業務システムの統一・標準化の取組を推進してまいりますので、関係閣僚の皆様におかれましては、特段の御尽力・御協力をお願いいたします。

- 松野国務大臣：次に、外務大臣。

- 林国務大臣：ロシア連邦によるウクライナ侵略を受け、ウクライナをめぐる問題の解決を目指す国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与するため、主要国が講ずることとした措置の内容に沿い、①ロシア連邦による「編入」と称する行為に直接関与していると判断されるウクライナの東部・南部地域の関係者及び②ロシア連邦の関係者に対する資産凍結等の措置を追加的に実施することにつき、御了解願います。

- 松野国務大臣：次に、総務大臣。

- 寺田国務大臣：本日、家計調査結果を公表いたしました。その主なポイントは、次のとおりです。2人以上の世帯の8月の消費支出は、前年比、実質5.1パーセントの増加となりました。宿泊料などの「教養娯楽サービス」、「外食」、鉄道運賃などの「交通」などが増加となりました。前年比で物価は上昇しているものの、消費支出はその上昇率以上に増加したため、実質増加となっており、引き続き今後の動向を注視してまいります。
- 松野国務大臣：次に、内閣総理大臣から御発言がございます。
- 岸田内閣総理大臣：林大臣及び山際大臣は、それぞれ海外出張いたしますが、その出張不在中、松野内閣官房長官を外務大臣の臨時代理に、高市大臣を経済財政政策担当大臣の事務代理に、それぞれ指定又は命じることいたします。
- 松野国務大臣：これをもちまして、閣議を終了いたします。
引き続き、閣僚懇談会を開催いたします。岡田大臣から御発言がございます。
- 岡田国務大臣：私から、大阪・関西万博の機運醸成に関して申し上げます。国土交通省の協力の下、大阪・関西万博の特別仕様ナンバープレートを作成し、10月24日から交付することとなっています。内閣官房に加え、国土交通省及び経済産業省においても、公用車に万博ナンバープレートを取り付ける準備を進めています。大阪・関西万博は国を挙げた国際イベントであり、政府が一丸となって全国的な機運醸成を行う必要があります。首都圏での万博の認知度は、まだ十分とは言えず、機運を高めるため、各府省庁の公用車におかれても万博ナンバープレートを取り付けていただけるよう、御協力をお願いします。
- 松野国務大臣：ほかに御発言はございますか。
無いようですので、以上をもちまして、閣僚懇談会を終了いたします。

閣議案件

〔令和4年
10月7日〕（金）

◎一般案件

資料あり

○公務員の給与改定に関する取扱いについて
（決定）（内閣官房・財務省）

〃 ○構造改革特別区域基本方針の一部変更について
（決定）（内閣府本府）

〃 ○地方公共団体情報システム標準化基本方針について（決定）
〔デジタル庁・内閣府本府・総務・
法務・文部科学・厚生労働省〕

〃 ○ロシア連邦関係者に対する資産凍結等の措置等について（了解）
（外務・財務・経済産業省）

資料なし

☆キルギス国駐箚特命全権大使合田秀樹外1名に交付すべき信任状及び前任特命全権大使前田茂樹外1名の解任状につき認証を仰ぐことについて
（決定）（外務省）

◎法律案

資料あり

○一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案（決定）（内閣官房・財務省）

〃 ○特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案（決定）（同上）

〃 ○裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案（決定）（法務省・内閣官房・財務省）

〃 ○検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案（決定）（同上）

〃 ○防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案（決定）（防衛省・内閣官房・財務省）

〃 ○感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律案（決定）
（厚生労働・財務省）

- 資料あり
資あり
- 新型コロナウイルス感染症等の影響による情勢の変化に対応して生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律案（決定）（厚生労働省）
 - 〃 ○競馬法の一部を改正する法律案（決定）
（農林水産・総務省）

◎政 令

- 資料あり
資あり
- 戦没者等の妻に対する特別給付金支給法施行令等の一部を改正する政令（決定）（厚生労働省）

◎人 事

- 資料なし
資なし
- ☆外務大臣林 芳正外 1 名の海外出張について（了解）
- 資料あり
資あり
- 財務官神田真人外 6 名に国際通貨基金第 7 7 次年次総務会臨時総務代理たる日本政府代表代理を命ずること等について（決定）
- 資料なし
資なし
- ☆横山浩典外 7 3 名を判事兼簡易裁判所判事等に任命し、判事兼簡易裁判所判事矢尾 渉を願に依り免ずることについて（決定）
- 資料あり
資あり
- ☆元京都府副知事植田穂積外 1 7 5 名の叙位又は叙勲について（決定）

◎配 布

- ☆家計調査報告（総務省）

[○署名あり ☆署名なし]